別表1（第2条関係）

支給決定基準

【介護給付】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 利用者像 | サービスの内容 | 支給量を定める単位 | 障害支援区分 | 支給量 | 有効期間(最短～最長) | 国庫負担基準(単位) |
| 基準量 | 審査会に諮る基準(例) | 基本 | 介護保険対象者 | 日中活動系サービス利用者 | グループホーム入居 | 重度障害者等包括支援の要件該当 |
| 対象者 | 障害支援区分との関係 | 標準1 | 標準2(例) |
| 居宅介護○通院介助なし | 障害者又は障害児 | 障害支援区分1以上（障害児にあっては障害児の障害の程度に応じて主務大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児）である者 | (1)　入浴、排泄又は食事の介護など身体の介護のほか、調理、掃除、洗濯など家事の援助のサービス(2)　通院介助(通院等のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診の手続き、移動等の介助)が中心であるサービスで身体介護を伴わないもの | 時間(30分)／月 | 区分1 | 国庫負担基準 | ・2人介護の必要性が認められる場合・肢体不自由と知的障害が重複している場合・単身世帯又はこれに準ずる世帯であって、夜間の見守り等継続的な介護を必要とする場合等・個人の障害の特性から必要と認められる場合 | ・標準1の3倍を超える支給量の決定が必要な場合・標準2において疑義が生じた場合 | 1か月～1年 | 2,930 | 　 | 同左 | 　 |  |
| 区分2 | 国庫負担基準 | 3,790 | 　 | 同左 | 　 |  |
| 区分3 | 国庫負担基準 | 5,580 | 　 | 同左 | 　 |  |
| 区分4 | 国庫負担基準 | 10,480 | 　 | 同左 | 　 |  |
| 区分5 | 国庫負担基準 | 16,780 | 　 | 同左 | 　 |  |
| 区分6 | 国庫負担基準 | 24,150 | 　 | 21,260 | 　 | 69,830 |
| 障害児 | 国庫負担基準 | 9,420 | 　 | 同左 |  | 69,830 |
| 居宅介護○通院介助あり | 障害者又は障害児 | (1)かつ(2)の心身の状態にある利用者(1)　障害支援区分2以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者(2)　次の認定調査項目について、いずれか1つ以上認定されていること　①　歩行　「できない」　②　移乗　「見守り等」「一部介助」全介助」　③　排尿　「見守り等」「一部介助」全介助」　④　排便　「見守り等」「一部介助」全介助」　⑤　移動　「見守り等」「一部介助」全介助」 | 通院介助(通院等のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診の手続き、移動等の介助)が中心であるサービスで身体介護を伴うもの | 時間(30分)／月 | 区分2 | 国庫負担基準 | ・生活環境、行動障害等の状況により、標準量では、不都合が生じる場合等・個人の障害の特性から必要と認められる場合 | ・標準1の3倍を超える支給量の決定が必要な場合・標準2において疑義が生じた場合 | 1か月～1年 | 6,880 | 　 | 同左 | 　2,310 |  |
| 区分3 | 国庫負担基準 | 8,700 | 　 | 同左 | 　2,310 |  |
| 区分4 | 国庫負担基準 | 13,560 | 　 | 同左 | 　2,310 |  |
| 区分5 | 国庫負担基準 | 19,870 | 　 | 同左 | 　2,310 |  |
| 区分6 | 国庫負担基準 | 27,270 | 　 | 21,260 | 　2,310 | 69,830 |
| 障害児 | 国庫負担基準 | 12,560 | 　 | 同左 | 　 | 69,830 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由、知的障害又は精神障害者であって、常時介護を有する障害者 | 障害支援区分4以上であって(1)(2)のいずれかに該当する者(1)　二肢以上に麻痺等が次の認定調査項目について、全て支援が不要以外に認定されていること　(一)　歩行　(二)　移乗　(三)　排尿及び排便(2) 障害支援区分4以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上である者 | 居宅における入浴、排泄又は食事の介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス | 時間／月 | 区分4 | 国庫負担基準 | ・2人介護の必要性が認められる場合・単身世帯又はこれに準ずる世帯であって、夜間の見守り等継続的な介護を必要とする場合等 | ・標準1の3倍を超える支給量の決定が必要な場合・標準2において疑義が生じた場合 | 1か月～1年 | 26,920 | 16,020 | 15,100 | 8,060 |  |
| 区分5 | 国庫負担基準 | 33,740 | 16,020 | 19,350 | 10,340 |  |
| 区分6 | 国庫負担基準 | 48,110 | 16,020 | 26,720 | 16,370 | 69,830 |
| 同行援護 | 視覚障害のある障害者又は障害児 | 同行援護アセスメント調査票の調査において(一)～(三)のいずれかの項目が1点以上で(四)の項目が1点以上 | 外出時において、障害者等に同行して移動に必要な情報提供や援護その他外出するに際しての必要な援助を行う。 | 時間(30分)／月 | 区分1 | 国庫負担基準 | 行動障害等の状況により、標準量では、不都合が生じる場合 | ・標準1の3倍を超える支給量の決定が必要な場合・標準2において疑義が生じた場合 | 1か月～1年 | 12,730 |  |  | 3,490 |  |
| 区分2 | 国庫負担基準 | 12,730 |  |  | 3,490 |  |
| 区分3 | 国庫負担基準 | 12,730 |  |  | 3,490 |  |
| 区分4 | 国庫負担基準 | 12,730 |  |  | 3,490 |  |
| 区分5 | 国庫負担基準 | 12,730 |  |  | 3,490 |  |
| 区分6 | 国庫負担基準 | 12,730 |  |  | 3,490 | 69,830 |
| 障害児 | 国庫負担基準 | 12,730 |  |  |  | 69,830 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行動援護 | 知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者又は障害児であって常時介護を要する者（児） | 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者 | 行動の際に生じうる危険回避のための援護や外出時の移動の支援 | 時間(30分)／月 | 区分3 | 国庫負担基準 | 行動障害等の状況により、標準量では、不都合が生じる場合 | ・標準1の3倍を超える支給量の決定が必要な場合・標準2において疑義が生じた場合 | 1か月～1年 | 14,790 |  | 11,290 | 2,440 |  |
| 区分4 | 国庫負担基準 | 19,930 |  | 14,690 | 2,440 |  |
| 区分5 | 国庫負担基準 | 26,500 |  | 18,660 | 2,440 |  |
| 区分6 | 国庫負担基準 | 34,440 |  | 22,490 | 2,440 | 69,830 |
| 障害児 | 国庫負担基準 | 18,820 |  | 同左 | 　 | 69,830 |
| 重度障害者等包括支援 | 常時介護を要する重度の障害者又は障害児であってその介護の程度が著しく高い者 | 障害支援区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって以下に掲げる者(1)　四肢すべてに麻痺があり、かつ、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者　①　気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者　②　最重度知的障害者(2)　障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上である者〈強度行動障害〉 | 居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援 | 単位／月 | 区分6 | 国庫負担基準4時間700単位で提供するサービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援) | ・肢体不自由と知的障害が重複している場合・単身世帯又はこれに準ずる世帯であって、夜間の見守り等継続的な介護を必要とする場合等 | ・標準1の3倍を超える支給量の決定が必要な場合・標準2において疑義が生じた場合 | 1か月～1年 | 85,750 | 58,480 | 　 | 　 |  |
| 短期入所 | 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者 | 障害支援区分1以上である者 | 短期間の施設入所の上、入浴、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供する。 | 日／月 | 区分1～区分6 | 7日／月 | やむを得ない理由等により、7日を超えた短期入所の必要性が生じた場合は、当該理由等の解消された時まで | ・標準1の3倍を超える支給量の決定が必要な場合・標準2において疑義が生じた場合 | 1か月～1年 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害児 | 障害児の障害の程度に応じて主務大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児 | 区分1～区分3 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 生活介護 | 常時介護が必要な障害者 | (1)　障害支援区分3(施設入所支援を利用する場合は区分4)以上である者(2)　年齢が50歳以上で、障害支援区分2(施設へ入所する場合は区分3)以上である者(3)　障害支援区分1以上、かつ計画相談支援を受けており、利用予定の障害支援施設が受け入れ可能な者で本町において具体的な必要性が認められる者 | 事業所において(1)　食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援(2)　軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供(3)　(1)や(2)を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護を実施する。 | 日／月 | 区分1～区分6 | 【原則の日数】当該月の日数－8日 | 原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等 | ・標準2において疑義が生じた場合 | 1か月～3年 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 療養介護 | 病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者 | (1)　障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者(2)　障害支援区分5以上に該当し、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者　(ア)　重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 (イ)　医療的ケアの判定スコアが16点以上の者　(ウ)　障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアスコアが8点以上のもの　(エ)　遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上のもの(3) (1)及び(2)に準ずるものとして、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると町長が認めたもの(4)　旧重症心身障害児施設(平成24年4月の改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。)に入所した者又は指定医療機関(旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。)に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する(1)及び(2)以外のもの | 医療機関において(1)　病院等への入院による医学的管理の下、食事・入浴等の介護を提供(2)　日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援(3)　(1)や(2)を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護、訓練等を実施する。 | 日／月 | 区分5～区分6 | 【原則の日数】当該月の日数－8日 | 原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等 | ・標準2において疑義が生じた場合 | 1か月～3年 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 施設入所支援 | 夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者 | (1)　生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)(2)　自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、通所することが困難である又は入所しながら訓練等を受けることが効果的と認められる者(3)　生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者(4)　就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者 | 日中活動とあわせて、夜間等における入浴、排泄又は食事の介助等を提供することを目的として、障害者支援施設において、必要な介護、支援等を実施する。 | 日／月 | 区分1～区分6 | 当該月の日数 | ― | ・疑義が生じた場合 | 1か月～3年(日中活動サービスの有効期間内) |  |  |  |  |  |

【訓練等給付】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 対象者 | サービス内容 | 支給量を定める単位 | 基準量 | 　審査会に諮る基準 | 支給決定の有効期間 |
| 標準1 | 標準2 |
| 自立訓練(機能訓練) | 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者又は難病等対象者(1)　施設・病院を退所・退院した者で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者(2)　特別支援学校を卒業した者で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等 | (1)　理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練(2)　日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援(3)　(1)や(2)を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練等を実施する。 | 日／月 | 【原則の日数】当該月の日数－8日 | 原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等 | 標準2において疑義が生じた場合 | 18か月以内を標準とする。※当初は最長1年※標準利用期間を超えてサービスを利用する場合、峡南広域行政組合障害支援区分認定審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り最大1年間の更新が可能（原則1回） |
| 自立訓練(生活訓練) | 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者(1)　施設・病院を退所・退院した者で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者(2)　特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等 | (1)　食事や家事等日常生活能力を向上するための支援(2)　日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援(3)　(1)や(2)を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練等を実施する。 | 日／月 | 【原則の日数】当該月の日数－8日 | 原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等 | 標準2において疑義が生じた場合 | 24か月以内を標準とする。(長期間にわたって入所(入院)していた者などを対象とする場合には36か月以内)※当初は最長1年※標準利用期間を超えてサービスを利用する場合、峡南広域行政組合障害支援区分認定審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り最大1年間の更新が可能（原則1回） |
| 宿泊型自立訓練 | 自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している者であって、地域移行に向けて一定期間居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障害者・精神障害者 | 居室その他の設備を利用させるとともに家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。 | 日／月 | 当該月の日数 | ― | ・疑義が生じた場合 | 24か月以内を標準とする。(長期間にわたって入所(入院)していた者などを対象とする場合には36か月以内)※当初は最長1年※標準利用期間を超えてサービスを利用する場合、峡南広域行政組合障害支援区分認定審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り最大1年間の更新が可能（原則1回） |
| 就労移行支援 | 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる障害者(65歳以上の者は65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。)(1)　企業等への就労を希望する者(2)　あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を習得し、在宅で就労・起業を希望する者等 | (1)　事業所における作業や企業における実習等(2)　適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援(3)　(1)や(2)を通じ、適性にあった職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練・指導等を実施する。 | 日／月 | 【原則の日数】当該月の日数－8日 | 原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等 | 標準2において疑義が生じた場合 | 24か月以内を標準とする。※当初は最長1年※標準利用期間を超えてサービスを利用する場合、峡南広域行政組合障害支援区分認定審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り最大1年間の更新が可能（原則1回） |
| 就労継続支援A型 | 就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者(65歳以上の者は65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。)(1)　就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者(2)　特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者(3)　企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者(4)　通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復帰の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの | (1)　事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供(2)　上記を通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な訓練等を実施する。 | 日／月 | 【原則の日数】当該月の日数－8日 | 原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等 | 標準2において疑義が生じた場合 | 1か月～3年 |
| 就労継続支援B型 | 就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者(1)　就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者(2)　50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者(3)　(1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業所等のアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者(4)　障害支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者(5)　通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復帰の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの | (1)　就労の機会や生産活動の機会の提供(雇用契約は締結しない)(2)　上記を通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援を目的として、必要な訓練等を実施する。 | 日／月 | 【原則の日数】当該月の日数－8日 | 原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等 | 標準2において疑義が生じた場合 | 1か月～3年 |
| 共同生活援助 | 主に夜間に相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助が必要な障害者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがあるものに限る）なお、身体障害者が共同生活援助を利用するに当たっては、(1)　在宅の障害者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること(2)　共同生活援助の利用対象者とする身体障害者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としないことに留意する。 | (1)　家事等の日常生活上の支援(2)　食事・入浴・排泄等の介護(3)　日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整を目的として、必要な支援等を実施する。 | 日／月 | 当該月の日数 | ― | ・疑義が生じた場合 | 1か月～3年 |
| 就労定着支援 | 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が６月を経過した障害者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が６月を経過した障害者も含む。） | 就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため企業等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等を行う。 | 日／月 | 当該月の日数 | ― | ・疑義が生じた場合 | 1か月～1年 |
| 自立生活援助 | 障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者 | 居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。 | 日／月 | 当該月の日数 | ― | ・疑義が生じた場合 | 1か月～1年 |

【地域相談支援給付】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 対象者 | サービス内容 | 支給量を定める単位 | 支給量 | 　支給決定の有効期間 |
| 基準量 | 　審査会に諮る基準 |
| 標準1 | 標準2 |
| 地域移行支援 | 地域生活への移行のための支援が必要と認められる以下の者(1)　障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象(2)　精神科病院に入院している精神障害者※入院期間が1年以上の者又は1年未満であっても措置入院や医療保護入院で住居の確保等の支援が必要な者や入院の長期化が見込まれる者※地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれる。(3)　救護施設又は更生施設に入所している障害者(4)　刑事施設、少年院に収容されている障害者※特別調整対象者に選定された障害者のうち、効果的な支援が期待される者(5)　更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者 | 障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。 | 日／月 | 【原則の日数】当該月の日数 | ― | 疑義が生じた場合 | 1か月～6か月 |
| 地域定着支援 | (1)　居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者(2)　居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者(3)　居宅において家族と同居している障害者で、当該家族等に障害、疾病等のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者※共同生活援助及び宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については対象外 | 居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。 | 日／月 | 【原則の日数】当該月の日数 | ― | 疑義が生じた場合 | 1か月～1年 |

【障害児通所支援】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 対象者 | サービス内容 | 支給量を定める単位 | 支給量 | 　支給決定の有効期間 |
| 基準量 | 　審査会に諮る基準 |
| 標準1 | 標準2 |
| 児童発達支援 | 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児治療に係るものについては肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児 | 日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行う。 | 日／月 | 【原則の日数】23日／月 | 原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等 | 標準2において疑義が生じた場合 | 1か月～1年 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児 | 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援、その他必要な支援を行う。 | 日／月 | 【原則の日数】23日／月 | 原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等 | 標準2において疑義が生じた場合 | 1か月～1年 |
| 放課後等デイサービス | 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(専修学校及び各種学校をいう)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児 | 生活能力の向上のため必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。 | 日／月 | 【原則の日数】23日／月 | 原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等 | 標準2において疑義が生じた場合 | 1か月～1年 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児であって当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児 | 障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。 | 日／月 | 【原則の日数】2日／月 | 原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等 | 標準2において疑義が生じた場合 | 1か月～1年 |

【計画相談支援及び障害児相談支援】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象となるサービス等 | 対象となる申請 | モニタリング期間 | 　支給決定の有効期間 | 備考 |
| 介護給付、訓練等給付、地域相談支援、障害児通所支援※介護保険の居宅サービス等を利用する者の場合は、障害固有のサービスを利用する場合に対象となる。 | 新規申請時（サービスを追加する場合の申請も含む）、更新申請時、支給量の変更時申請、サービスの変更申請時 | 下表【モニタリング標準期間】のとおり | 1か月～3年（サービス等の有効期間内） | ※モニタリング期間は利用者の実情を勘案して変更できる。 |

【モニタリング標準期間】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス名 | 1　支給決定、変更の支給決定によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者 | 2　下記の条件を満たす者（１に掲げる者を除く）(1)　障害者支援施設等からの退所に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者(2)　単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等のとの連絡調整を行うことが困難である者(3)　重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者 | 3　65歳以上の者で介護保険のケアマネジメントを受けていない者（1、2に掲げる者を除く） | 4　1から3のいずれにも当てはまらない者 |
| 介護給付費 | 居宅介護 | 1ヶ月毎ただし、当該決定の利用開始日から起算して3月間に限る。 | 1ヶ月毎 | 3ヶ月毎 | 3ヶ月毎 |
| 重度訪問介護 |
| 同行援護 |
| 行動援護 |
| 短期入所 |
| 生活介護 | 6ヶ月毎 |
| 重度障害者等包括支援 | 6ヶ月毎 |
| 施設入所支援 |
| 療養介護 |
| 訓練等給付費 | 自立訓練 | 1ヶ月毎 | 3ヶ月毎 | 3ヶ月毎 |
| 就労移行支援 |
| 就労継続支援 | 6カ月毎 |
| 共同生活援助 |
| 就労定着支援 | 3ヶ月毎 |
| 自立生活援助 |
| 共同生活援助（日中支援型） |
| 地域相談支援 | 地域移行支援（療養介護・施設入所支援を利用しない者） | 1ヶ月毎 | 3ヶ月毎 | 6ヶ月毎 |
| 地域移行支援（療養介護・施設入所支援を利用する者） | 6ヶ月毎 |
| 地域定着支援 | 1ヶ月毎 | 3ヶ月毎 | 6ヶ月毎 |
| 障害児通所給付費 | 障害児相談支援 | 　 | 6ヶ月毎 |